

令和5年松原市議会第2回定例会付議事件

- 報告第1号 令和4年度松原市一般会計補正予算（第12号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 松原市市税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第14号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第5号 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第15号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第6号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて
- 議案第37号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第39号 松原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第40号 財産取得について（（仮称）松原市立北認定こども園事業用地）

報告第1号

令和4年度松原市一般会計補正予算（第12号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度

松原市一般会計補正予算

(第12号)

専決第 1 号

令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 4 4, 0 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1, 8 1 0, 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 3 1 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		千円 8,688,000	千円 1,190,178	千円 9,878,178
	1. 地方交付税	8,688,000	1,190,178	9,878,178
14. 国庫支出金		13,903,065	683,079	14,586,144
	1. 国庫負担金	10,391,277	△1,092	10,390,185
	2. 国庫補助金	3,481,961	684,171	4,166,132
15. 府支出金		4,059,266	7,903	4,067,169
	1. 府負担金	3,101,477	7,903	3,109,380
16. 財産収入		347,559	210,401	557,960
	1. 財産運用収入	181,279	282	181,561
	2. 財産売却収入	166,280	210,119	376,399
17. 寄附金		137,970	890	138,860
	1. 寄附金	137,970	890	138,860
19. 諸収入		1,101,261	159,051	1,260,312
	5. 雑収入	1,039,207	159,051	1,198,258
20. 市債		1,667,600	△507,500	1,160,100
	1. 市債	1,667,600	△507,500	1,160,100
歳入合計		50,066,299	1,744,002	51,810,301

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 4, 329, 022	千円 1, 279, 489	千円 5, 608, 511
	1. 総 務 管 理 費	3, 266, 560	1, 279, 489	4, 546, 049
3. 民 生 費		27, 562, 135	78, 582	27, 640, 717
	1. 社 会 福 祉 費	11, 178, 174	10, 112	11, 188, 286
	2. 児 童 福 祉 費	8, 379, 526	15, 942	8, 395, 468
	5. 国 民 健 康 保 険 費	1, 575, 748	52, 528	1, 628, 276
4. 衛 生 費		4, 085, 871	82, 142	4, 168, 013
	1. 保 健 衛 生 費	2, 167, 000	82, 142	2, 249, 142
5. 産 業 経 済 費		1, 316, 693	3	1, 316, 696
	2. 商 工 費	1, 206, 341	3	1, 206, 344
6. 土 木 費		2, 923, 314	303, 785	3, 227, 099
	3. 都 市 計 画 費	416, 134	3, 785	419, 919
	4. 下 水 道 費	1, 450, 000	300, 000	1, 750, 000
8. 教 育 費		4, 106, 814	1	4, 106, 815
	1. 教 育 総 務 費	547, 694	1	547, 695
歳 出	合 計	50, 066, 299	1, 744, 002	51, 810, 301

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業	千円 2,800	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還年 限を短縮し、繰上償還をし、 又は借換えることができる。	千円 3,500	同左	同左	同左	同左
道路整備事業	67,700	同上	同上	同上	同上	68,400	同左	同左	同左	同左
公園整備事業	9,200	同上	同上	同上	同上	9,700	同左	同左	同左	同左
消防施設整備事業	117,000	同上	同上	同上	同上	118,000	同左	同左	同左	同左
義務教育施設整備事業	125,300	同上	同上	同上	同上	126,600	同左	同左	同左	同左
社会教育施設整備事業	53,200	同上	同上	同上	同上	53,600	同左	同左	同左	同左
保健体育施設整備事業	42,200	同上	同上	同上	同上	44,500	同左	同左	同左	同左

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 995,000	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。た だし財政の状況により償還年 限を短縮し、繰上償還をし、 又は借換えることができる。	千円 480,600	同左	同左	同左	同左

令和4年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第12号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地方譲与税	190,000		190,000
3. 利子割交付金	15,000		15,000
4. 配当割交付金	99,000		99,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	95,000		95,000
6. 法人事業税交付金	207,000		207,000
7. 地方消費税交付金	2,590,000		2,590,000
8. 環境性能割交付金	37,000		37,000
9. 地方特例交付金	100,500		100,500
10. 地方交付税	8,688,000	1,190,178	9,878,178
11. 交通安全対策特別交付金	19,000		19,000
12. 分担金及び負担金	232,168		232,168
13. 使用料及び手数料	506,670		506,670
14. 国庫支出金	13,903,065	683,079	14,586,144
15. 府支出金	4,059,266	7,903	4,067,169
16. 財産収入	347,559	210,401	557,960
17. 寄附金	137,970	890	138,860
18. 繰入金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	1,101,261 <small>千円</small>	159,051 <small>千円</small>	1,260,312 <small>千円</small>
20. 市 債	1,667,600	△507,500	1,160,100
21. 繰 越 金	1,009,244		1,009,244
歳 入 合 計	50,066,299	1,744,002	51,810,301

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	339,780		339,780				
2. 総 務 費	4,329,022	1,279,489	5,608,511	14,891	700	275	1,263,623
3. 民 生 費	27,562,135	78,582	27,640,717	239,562		2	△160,982
4. 衛 生 費	4,085,871	82,142	4,168,013	105,543		1	△23,402
5. 産 業 経 済 費	1,316,693	3	1,316,696	477,717		3	△477,717
6. 土 木 費	2,923,314	303,785	3,227,099	5	1,200	890	301,690
7. 消 防 費	1,344,977		1,344,977	1,842	1,000		△2,842
8. 教 育 費	4,106,814	1	4,106,815	336,882	4,000	1	△340,882
9. 公 債 費	3,982,693		3,982,693				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	50,066,299	1,744,002	51,810,301	1,176,442	6,900	1,172	559,488

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	千円 8,688,000	千円 1,190,178	千円 9,878,178	1. 地方交付税	千円 1,190,178	普通交付税 1,087,312 特別交付税 102,866
計	8,688,000	1,190,178	9,878,178			

(款) 10. 地方交付税

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 9,734,447	千円 △1,092	千円 9,733,355	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 △1,092	千円 保険者支援分 △588 未就学児均等割保険料分 △504
計	10,391,277	△1,092	10,390,185			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 570,934	千円 684,171	千円 1,255,105	3.総務管理費 補助金	千円 684,171	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円
計	3,481,961	684,171	4,166,132			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 2,954,995	千円 7,903	千円 2,962,898	4. 国民健康 保険費 負担金	千円 7,903	保険基盤安定 8,449 保険者支援分 △294 未就学児均等割保険料分 △252
計	3,101,477	7,903	3,109,380			

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明																		
				区分	金額																			
2. 利子及び配当金	千円 106	千円 282	千円 388	1. 利子及び配当金	千円 282	<table border="0"> <tr> <td>いきいき松原基金運用収入</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金運用収入</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>減債基金運用収入</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公共施設整備事業基金運用収入</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>商業活性化事業等基金運用収入</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>子ども未来基金運用収入</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>奨学基金運用収入</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入</td> <td>1</td> </tr> </table>	いきいき松原基金運用収入	2	阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入	2	財政調整基金運用収入	265	減債基金運用収入	4	公共施設整備事業基金運用収入	2	商業活性化事業等基金運用収入	3	子ども未来基金運用収入	2	奨学基金運用収入	1	新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入	1
いきいき松原基金運用収入	2																							
阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入	2																							
財政調整基金運用収入	265																							
減債基金運用収入	4																							
公共施設整備事業基金運用収入	2																							
商業活性化事業等基金運用収入	3																							
子ども未来基金運用収入	2																							
奨学基金運用収入	1																							
新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入	1																							
計	181,279	282	181,561																					

(款) 16. 財産収入

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 不動産 売払収入	千円 165,318	千円 210,119	千円 375,437	1. 土地建物 売払収入	千円 210,119	千円 用地処分金 206,996 元法定外公共物処分金 3,123
計	166,280	210,119	376,399			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
3. バラいっぱい 寄附金		890	890	1. バラいっぱい 寄附金	890	
計	137,970	890	138,860			

(款) 17. 寄附金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 1,039,184	千円 159,051	千円 1,198,235	1. 雑入	千円 159,051	雑入 千円
計	1,039,207	159,051	1,198,258			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務債	千円 15,100	千円 700	千円 15,800	2.文化施設整備 事業債	千円 700	ふるさとびあプラザ空調機更新事業 千円
4.土木債	282,300	1,200	283,500	1.道路整備 事業債	700	三宅上田線道路改良事業
				3.公園整備 事業債	500	公園施設等バリアフリー化事業
5.消防債	117,000	1,000	118,000	1.消防施設整備 事業債	1,000	消火栓施設整備事業 700 消防ポンプ自動車購入事業 300
6.教育債	220,700	4,000	224,700	1.義務教育 施設整備 事業債	1,300	各小学校空調機設置事業
				2.社会教育 施設整備 事業債	400	公民館改修事業
				3.保健体育 施設整備 事業債	2,300	市民体育館改修事業
7.臨時財政 対策債	995,000	△514,400	480,600	1.臨時財政 対策債	△514,400	
計	1,667,600	△507,500	1,160,100			

(款) 20. 市債

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 1,500,040	千円	千円 1,500,040	千円 495	千円	千円	千円 △495	千円	秘書課一般事務費 松原市民バラフェスティバル 事業 公共施設循環バス運行事業	
3. 広報費	31,660		31,660	2,259			△2,259		広報等発行事業	
9. 諸 費	89,244	2	89,246			2		24. 積立金	2 その他特定目的 基金積立金 阪神高速道路大和川線沿道施 設維持管理基金費 2	
10. 情報管理費	239,407		239,407	7,281			△7,281		情報化推進事業	
13. 文化振興費	191,040	1,705	192,745		700		1,005	24. 積立金	1,705 その他特定目的 基金積立金 ふるさとぴあプラザ空調機更 新事業 文化振興基金費 1,705	
15. 財政調整 基金費	684,390	1,276,139	1,960,529			265	1,275,874	24. 積立金	1,276,139 財政調整基金積 立金 財政調整基金費 1,276,139	
16. 公共施設 整備費	39,863	1,637	41,500			2	1,635	24. 積立金	1,637 その他特定目的 基金積立金 公共施設整備事業基金費 1,637	
17. 減債基金費		4	4			4		24. 積立金	4 減債基金積立金 減債基金費 4	
18. いきいき 松原基金費		2	2			2		24. 積立金	2 その他特定目的 基金積立金 いきいき松原基金費 2	
計	3,266,560	1,279,489	4,546,049	10,035	700	275	1,268,479			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民 基本台帳費	256,149		256,149	962			△962				戸籍住民基本台帳事務事業
計	256,149		256,149	962			△962				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
4. 市議会議員 選挙費	千円 74,294	千円	千円 74,294	千円 3,894	千円	千円	千円 △3,894		千円 市議会議員選挙	
計	197,116		197,116	3,894			△3,894			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	2,378,031	10,112	2,388,143	220			9,892	24. 積立金	10,112	その他特定目的 基金積立金	松原市社会福祉協議会運営助 成事業 福祉事業者指導監査等事務事 業 地域福祉基金費 10,112
3. 老人福祉費	344,390		344,390	199,019			△199,019				元希者応援支援金支給事業
4. 老人福祉 センター費	30,514		30,514	46			△46				老人福祉センター運営管理事 業
8. 総合福祉 会館費	31,497		31,497	45			△45				総合福祉会館運営管理事業
10. 障害福祉費	105,745		105,745	96			△96				障害福祉課一般事務費
計	11,178,174	10,112	11,188,286	199,426			△189,314				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 525,676	千円 15,942	千円 541,618	千円 12,508	千円	千円 2	千円 3,432	24. 積立金	千円 15,942	千円 その他特定目的 基金積立金	千円 子ども未来基金費 15,942 地域子育て支援拠点事業 出産・子育て応援事業
2. 児童福祉費	5,521,080		5,521,080	16,433			△16,433				私立保育所運営管理事業 子育てのための保育施設等利 用給付事業 私立放課後児童健全育成事業
4. 児童福祉 施設費	1,108,411		1,108,411	4,384			△4,384				公立保育所運営管理事業 公立認定こども園運営管理事 業 留守家庭児童会室運営事業
計	8,379,526	15,942	8,395,468	33,325		2	△17,385				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

1. 国民健康 保 險 費	1,575,748	52,528	1,628,276	6,811			45,717	27. 繰 出 金	52,528	他会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 52,528
計	1,575,748	52,528	1,628,276	6,811			45,717				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
2. 予防費	千円 1,565,260	千円 82,142	千円 1,647,402	千円 105,543	千円	千円 1	千円 △23,402	24. 積立金	千円 82,142	千円 その他特定目的 基金積立金	千円 地域保健課一般事務費 予防接種事業 新型コロナウイルス感染症等 対策推進基金費 82,142 子どもインフルエンザワクチ ン接種事業 新型コロナウイルス感染症に おける健康観察者支援事業
計	2,167,000	82,142	2,249,142	105,543		1	△23,402				

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	33,100		33,100	26,500			△26,500				地產地消普及促進事業
計	110,352		110,352	26,500			△26,500				

(款) 5. 産業經濟費

(項) 1. 農業費

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	千円 449,887	千円	千円 449,887	千円 374,190	千円	千円	千円 △374,190		千円 令和4年度臨時プレミアム付 商品券事業	
2. 商工振興費	738,833	3	738,836	77,027			△77,027	24. 積立金	3 その他特定目的 基金積立金 商業活性化事業等基金費 電気・燃料・ガス料金高騰事 業者支援事業	
計	1,206,341	3	1,206,344	451,217			△451,217			

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

3. 道路新設 改良費	100,234		100,234		700		△700				三宅上田線道路改良事業
計	677,071		677,071		700		△700				

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 205,783	千円	千円 205,783	千円 5	千円	千円	千円 △5		千円 まちづくり推進課一般事務費	
3. 公園費	198,094	3,785	201,879		500	890	2,395	24. 積立金	3,785 その他特定目的 基金積立金 公園施設等バリアフリー化事 業 緑化基金費 3,785	
計	416,134	3,785	419,919	5	500	890	2,390			

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

1. 下水道整備費	1,450,000	300,000	1,750,000				300,000	18. 負担金、補助及び交付金	2,103	補助金	下水道事業会計補助金 300,000
								23. 投資及び出資金	297,897	出資金	
計	1,450,000	300,000	1,750,000				300,000				

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,094,797	千円	千円 1,094,797	千円 1,842	千円 700	千円	千円 △2,542		千円 常備消防活動事業 消火栓施設整備事業	
5. 消防施設費	150,415		150,415		300		△300		消防ポンプ自動車購入事業	
計	1,344,977		1,344,977	1,842	1,000		△2,842			

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	287,502	1	287,503			1		24. 積立金	1	その他特定目的 基金積立金	奨学基金費	1
3. 教育推進費	254,600		254,600	8,365			△8,365				放課後学習等サポート事業 学校ICT機器等整備事業	
計	547,694	1	547,695	8,365		1	△8,365					

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 424,557	千円	千円 424,557	千円 11,351	千円 1,300	千円	千円 △12,651	千円	千円 小学校教材・教具購入事業 小学校運営事業 小学校支援学級運営事業 各小学校空調機設置事業	
計	577,573		577,573	11,351	1,300		△12,651			

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 幼稚園 総務費	千円 784,161	千円	千円 784,161	千円 1,200	千円	千円	千円 △1,200	千円	幼稚園運営管理事業 認定こども園等運営管理事業	
計	784,161		784,161	1,200			△1,200			

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 保健体育 総務費	千円 122,766	千円	千円 122,766	千円 792	千円	千円	千円 △792	千円	千円 学校保健体育関係事業	
2. 体育施設費	286,784		286,784		2,300		△2,300		市民体育館改修事業	
3. 学校給食費	810,349		810,349	309,614			△309,614		学校給食業務事業	
計	1,219,899		1,219,899	310,406	2,300		△312,706			

地方債の令和2年度末及び令和3年度末における現在高並びに令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高	令和4年度中増減見込額			令和4年度末 現在高見込額
			令和4年度中起債見込額		令和4年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	19,046,755 ^{千円}	18,186,480 ^{千円}	672,600 ^{千円}	6,900 ^{千円}	1,545,348 ^{千円}	17,320,632 ^{千円}
(1) 教 育	5,041,332	4,742,386	137,700	1,300	481,618	4,399,768
(5) 消 防	986,683	840,182	117,000	1,000	166,938	791,244
(7) 体 育 施 設	404,097	381,702	9,000	2,300	45,808	347,194
(8) 道 路	3,057,377	2,983,505	275,000	700	196,866	3,062,339
(10) 都 市 計 画	3,566,283	3,291,990	45,400	500	296,577	3,041,313
(11) 文 化 施 設	1,639,003	1,630,028	56,000	1,100	27,070	1,660,058
2. そ の 他	21,985,983	21,240,388	995,000	△ 514,400	2,217,219	19,503,769
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	19,462,173	19,478,489	995,000	△ 514,400	1,747,643	18,211,446
合 計	41,032,738	39,426,868	1,667,600	△ 507,500	3,762,567	36,824,401

報告第2号

令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)

令和 4 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		千円 1, 575, 748	千円 52, 528	千円 1, 628, 276
	1. 他会計繰入金	1, 575, 748	52, 528	1, 628, 276
5. 諸収入		1, 325, 831	△52, 528	1, 273, 303
	3. 雑入	1, 324, 971	△52, 528	1, 272, 443
歳入合計		15, 889, 953		15, 889, 953

令和4年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第5号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,606,193 <small>千円</small>		2,606,193 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	10,382,171		10,382,171
4. 繰入金	1,575,748	52,528	1,628,276
5. 諸収入	1,325,831	△52,528	1,273,303
歳入合計	15,889,953		15,889,953

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総 務 費	254,292		254,292				
2. 保 険 給 付 費	10,154,760		10,154,760				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,841,856		3,841,856				
4. 保 健 事 業 費	132,435		132,435				
5. 公 債 費	8,667		8,667				
6. 諸 支 出 金	1,397,943		1,397,943				
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	15,889,953		15,889,953				

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,575,748	千円 52,528	千円 1,628,276	1. 一般会計繰入金	千円 52,528	千円
計	1,575,748	52,528	1,628,276			

(款) 4. 繰入金

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 雑入	千円 1,298,871	千円 △52,528	千円 1,246,343	1. 雑入	千円 △52,528	千円
計	1,324,971	△52,528	1,272,443			

報告第3号

令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度 松原市下水道事業会計補正予算

(第 2 号)

目 次

(予算)	(頁)
令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）	3
(予算に関する説明書)	
令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画	4
令和4年度松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）	5
令和4年度松原市下水道事業会計予定貸借対照表	7
令和4年度会計書類に関する注記	1 1
(予算参考資料)	
令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書	1 3

専決第3号

令和4年度 松原市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度松原市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度松原市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,668,900 千円	17,352 千円	3,686,252 千円
第1項 営業収益	2,689,492 千円	△ 18,549 千円	2,670,943 千円
第2項 営業外収益	979,408 千円	20,652 千円	1,000,060 千円
第3項 特別利益	0 千円	15,249 千円	15,249 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和4年度松原市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、令和4年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）第2条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,608,100千円」を「1,310,203千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,366,075千円」を「1,068,178千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,710,400 千円	297,897 千円	3,008,297 千円
第2項 他会計出資金	373,449 千円	297,897 千円	671,346 千円

令和5年3月31日 専決

松原市長 澤井宏文

令和4年度 松原市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			3,668,900	17,352	3,686,252	
	1. 営業収益		2,689,492	△ 18,549	2,670,943	
		2. 雨水処理負担金	929,222	△ 18,549	910,673	
	2. 営業外収益		979,408	20,652	1,000,060	
		2. 他会計補助金	147,329	20,652	167,981	
	3. 特別利益		0	15,249	15,249	
1. 過年度損益修正益		0	15,249	15,249		

資本的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			2,710,400	297,897	3,008,297	
	2. 他会計出資金		373,449	297,897	671,346	
		1. 他会計出資金	373,449	297,897	671,346	

令和4年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失（△）	△ 93,044
減価償却費	2,413,408
資産減耗費	55,107
賞与引当金の増減額（△は減少）	144
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	6
長期前受金戻入額	△ 812,449
受取利息	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	481,663
未収金の増減額（△は増加）	26,892
未払金の増減額（△は減少）	41,631
前払金の増加額	6,842
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 3,033
小計	2,117,164
利息の受取額	3
利息の支払額	△ 481,663
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,635,504

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出等	△ 526, 425
無形固定資産の取得による支出等	△ 232, 133
国庫補助金、負担金による収入等	159, 110
基金繰入による支出	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 599, 449
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	1, 495, 300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3, 471, 223
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	700, 000
一時借入金の返済による支出	△ 148, 133
一般会計からの出資金による収入等	673, 449
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 750, 607
IV 資金増減額 (△は減少)	285, 448
V 資金期首残高	0
VI 資金期末残高	285, 448

令和4年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1)有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		410,110		
	ロ 建 物	127,236			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 24,163	103,073		
	ハ 構 築 物	59,997,744			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 7,868,108	52,129,636		
	ニ 機 械 及 び 装 置	632,809			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 247,135	385,674		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	290			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 234	56		
	有形固定資産合計			53,028,549	
	(2)無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		7,398,014		
	無形固定資産合計			7,398,014	

	千円	千円	千円	千円
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		<u>2,000,000</u>		
他 会 計 借 入 金 合 計			<u>2,000,000</u>	
固 定 負 債 合 計				32,328,381
4. 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>3,332,310</u>		
企 業 債 合 計			3,332,310	
(2) 未 払 金			439,394	
(3) 預 り 金			6,490	
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		6,204		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>1,265</u>		
引 当 金 合 計			<u>7,469</u>	
流 動 負 債 合 計				3,785,663

	千円	千円	千円	千円
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			24,279,234	
収益化累計額			<u>△ 3,229,753</u>	
繰延収益合計				<u>21,049,481</u>
負債合計				57,163,525
	<u>資 本 の 部</u>			
6. 資本金				4,387,419
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		135,435		
ロ 受贈財産評価額		<u>7,380</u>		
資本剰余金合計			142,815	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理欠損金		<u>378,042</u>		
利益剰余金合計			<u>△ 378,042</u>	
剰余金合計				<u>△ 235,227</u>
資本合計				<u>4,152,192</u>
負債資本合計				<u><u>61,315,717</u></u>

令和4年度 会計書類に関する注記

I. 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 50年

機械及び装置 6～50年

工具器具及び備品 15～20年

(2) 無形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

施設利用権 45～50年

2. 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

3. 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. セグメント情報

報告セグメントが単一のため、記載を省略している。

III. リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 241千円
1年超	2, 638千円
計	3, 879千円

IV. その他

1. 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当の支給に充てるため、賞与引当金6, 347千円を取り崩すこととする。

2. 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費の支給に充てるため、法定福利費引当金1, 329千円を取り崩すこととする。

予 算 参 考 資 料
 令和4年度 松原市下水道事業会計補正予算（第2号）説明書
収 益 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		3,668,900	17,352	3,686,252			
1. 営業収益		2,689,492	△ 18,549	2,670,943			
	2. 雨水処理負担金	929,222	△ 18,549	910,673	1. 雨水処理負担金	△ 18,549	雨水処理負担金
2. 営業外収益		979,408	20,652	1,000,060			
	2. 他会計補助金	147,329	20,652	167,981	1. 他会計補助金	20,652	一般会計補助金
3. 特別利益		0	15,249	15,249			
	1. 過年度損益修正益	0	15,249	15,249	1. 過年度損益修正益	15,249	流域下水道事業負担金精算金

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		2,710,400	297,897	3,008,297			
2. 他会計出資金		373,449	297,897	671,346			
	1. 他会計出資金	373,449	297,897	671,346	1. 他会計出資金	297,897	一般会計出資金

報告第4号

松原市市税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第14号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第4号

松原市市税条例の一部を改正する条例制定について

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を改正する条例制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和5年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第14号

松原市市税条例の一部を改正する条例

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「「給与所得及び」を「、「給与所得及び」に改め、同条第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過

誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第2項中「第5項及び第11項」を「第4項及び第10項」に、同条第5項中「申告を含む」を「申告書を含む」に、「年7.3パーセント」を「年7.3パーセント」に改める。

第50条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号ニ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15

条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項

中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（2）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（3）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ（2）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ（3）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第82条第1号ニの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の松原市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- （2） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- （3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の松原市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき松原市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号ニ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の松原市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお

従前の例による。

報告第5号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第15号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第5号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を改正する条例制定
を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和5年3月31日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第15号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の松原市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第6号

令和5年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 1 号)

令和 5 年度松原市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 9, 0 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6, 9 6 9, 0 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 1 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 10,678,463	千円 219,017	千円 10,897,480
	2. 国庫補助金	656,479	219,017	875,496
歳入	合計	46,750,000	219,017	46,969,017

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費		千円 25,868,273	千円 219,017	千円 26,087,290
	2. 児 童 福 祉 費	8,411,855	219,017	8,630,872
歳 出	合 計	46,750,000	219,017	46,969,017

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	10,678,463	219,017	10,897,480
15. 府 支 出 金	4,182,742		4,182,742
16. 財 産 収 入	199,411		199,411
17. 寄 附 金	200,342		200,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	216,871 ^{千円}	^{千円}	216,871 ^{千円}
20. 市債	2,441,400		2,441,400
歳入合計	46,750,000	219,017	46,969,017

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	千円 338,695	千円	千円 338,695	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	3,638,883		3,638,883				
3. 民生費	25,868,273	219,017	26,087,290	219,017			
4. 衛生費	2,983,030		2,983,030				
5. 産業経済費	552,881		552,881				
6. 土木費	4,051,197		4,051,197				
7. 消防費	1,486,262		1,486,262				
8. 教育費	3,914,033		3,914,033				
9. 公債費	3,866,746		3,866,746				
10. 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	46,750,000	219,017	46,969,017	219,017			

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 345,908	千円 219,017	千円 564,925	2. 児 童 福 祉 費 補 助 金	千円 94,254	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業
				3. 母 子 福 祉 費 補 助 金	124,763	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業
計	656,479	219,017	875,496			

(款) 14. 国庫支出金

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 2 号)

令和5年度松原市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度松原市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,672,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,641,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 10,897,480	千円 251,023	千円 11,148,503
	1. 国庫負担金	9,991,380	134,514	10,125,894
	2. 国庫補助金	875,496	116,509	992,005
15. 府支出金		4,182,742	3,675	4,186,417
	2. 府補助金	884,591	3,675	888,266
19. 諸収入		216,871	1,040,365	1,257,236
	5. 雑入	162,694	1,040,365	1,203,059
20. 市債		2,441,400	377,200	2,818,600
	1. 市債	2,441,400	377,200	2,818,600
歳入	合計	46,969,017	1,672,263	48,641,280

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 26,087,290	千円 1,098,818	千円 27,186,108
	1. 社会福祉費	9,573,808	677,112	10,250,920
	2. 児童福祉費	8,630,872	419,200	9,050,072
	3. 生活保護費	6,390,505	2,506	6,393,011
4. 衛生費		2,983,030	249,770	3,232,800
	1. 保健衛生費	1,083,611	249,770	1,333,381
5. 産業経済費		552,881	323,675	876,556
	1. 農業費	81,102	3,675	84,777
	2. 商工費	471,779	320,000	791,779
歳出	合計	46,969,017	1,672,263	48,641,280

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)北認定こども園建設事業	令和 5 年度) 令和 6 年度	650,800千円

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 314,800	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金、ゆうちょ銀行資金及びかんぽ生命保険資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内）年賦又は半年賦の元金均等又は元利均等償還とする。ただし財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は借換えることができる。	千円 692,000	同左	同左	同左	同左

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	10,897,480	251,023	11,148,503
15. 府 支 出 金	4,182,742	3,675	4,186,417
16. 財 産 収 入	199,411		199,411
17. 寄 附 金	200,342		200,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	216,871 ^{千円}	1,040,365 ^{千円}	1,257,236 ^{千円}
20. 市債	2,441,400	377,200	2,818,600
歳入合計	46,969,017	1,672,263	48,641,280

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	338,695		338,695				
2. 総 務 費	3,638,883		3,638,883				
3. 民 生 費	26,087,290	1,098,818	27,186,108	1,253	377,200		720,365
4. 衛 生 費	2,983,030	249,770	3,232,800	249,770			
5. 産 業 経 済 費	552,881	323,675	876,556	3,675			320,000
6. 土 木 費	4,051,197		4,051,197				
7. 消 防 費	1,486,262		1,486,262				
8. 教 育 費	3,914,033		3,914,033				
9. 公 債 費	3,866,746		3,866,746				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	46,969,017	1,672,263	48,641,280	254,698	377,200		1,040,365

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 衛生費 国庫負担金	千円 7,819	千円 134,514	千円 142,333	1. 保健衛生費 負担金	千円 134,514	新型コロナウイルスワクチン接種事業 千円
計	9,991,380	134,514	10,125,894			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 564,925	千円 1,253	千円 566,178	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,253	生活困窮者就労準備支援事業費等 千円
3. 衛生費 国庫補助金	13,370	115,256	128,626	1. 保健衛生費 補助金	115,256	新型コロナウイルスワクチン接種事業
計	875,496	116,509	992,005			

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 産業経済費 府補助金	千円 6,070	千円 3,675	千円 9,745	1. 農業費 補助金	千円 3,675	初期投資促進事業 千円
計	884,591	3,675	888,266			

(款) 15. 府支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 162,675	千円 1,040,365	千円 1,203,040	1. 雑入	千円 1,040,365	雑入 千円
計	162,694	1,040,365	1,203,059			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	千円 314,800	千円 377,200	千円 692,000	1. 児童福祉施設整備事業債	千円 377,200	(仮称)北認定こども園建設事業 千円
計	2,441,400	377,200	2,818,600			

(款) 20. 市債

3. 歳 出
 (款) 3. 民生費
 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 678,773	千円 677,112	千円 1,355,885	千円	千円	千円	千円 677,112	千円 10. 需用費 1,155	千円 消耗品費 491 印刷製本費 664	千円 福祉総務課一般事務費 32,976
								千円 11. 役務費 23,481	千円 通信運搬費 3,205 手数料 20,276	千円 令和5年度電力・ガス・食料 品等価格高騰重点支援給付金 支給事業 644,136
								千円 12. 委託料 10,000	千円 その他委託料	
								千円 13. 使用料及び 賃借料 9,500		
								千円 19. 扶助費 600,000		
								千円 22. 償還金、 利子及び 割引料 32,976	千円 償還金	
計	9,573,808	677,112	10,250,920				677,112			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

4. 児童福祉施設費	1,507,126	419,200	1,926,326		377,200		42,000	14. 工事請負費	419,200	投資的工事費	(仮称)北認定こども園建設事業 419,200
計	8,630,872	419,200	9,050,072		377,200		42,000				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分			金額	
				国府支出金	地方債	その他						
1. 生活保護 総務費	千円 177,505	千円 2,506	千円 180,011	千円 1,253	千円	千円	千円 1,253	12. 委託料	千円 2,506	千円 その他委託料	千円 生活保護事務事業	千円 2,506
計	6,390,505	2,506	6,393,011	1,253			1,253					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	438,424	249,770	688,194	249,770				7. 報 償 費	38	報償金	新型コロナウイルスワクチン	
								10. 需 用 費	2,878	消耗品費 1,678 印刷製本費 100 修繕料 900 医薬材料費 200	接種事業	249,770
								11. 役 務 費	14,852	通信運搬費 4,941 手数料 9,911		
								12. 委 託 料	223,228	その他委託料		
								13. 使用料及び 賃 借 料	1,574			
								18. 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	7,200	補助金		
計	1,083,611	249,770	1,333,381	249,770								

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 5. 産業経済費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	千円 32,829	千円 3,675	千円 36,504	千円 3,675	千円	千円	千円 3,675	18. 負担金、補助及び交付金 補助金	千円 都市近郊農業振興対策運営事業 3,675	
計	81,102	3,675	84,777	3,675						

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

1. 商工総務費	75,471	320,000	395,471				320,000	12. 委託料	80,000	その他委託料	令和5年度臨時プレミアム付
								18. 負担金、 補助及び 交付金	240,000	補助金	商品券事業
											320,000
計	471,779	320,000	791,779				320,000				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		限 度 額	令和4年度末まで の支出（見込）額		令和5年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源					
			期 間	金 額		期 間	金 額	国・府支出金	地 方 債	そ の 他
(仮称)北認定こども園建設 事業	令 和 5 年 度	千円 650,800	年	千円	年	千円 650,800	千円 200,578	千円 405,100	千円	千円 45,122

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込額			令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中起債見込額		令和5年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普通債	18,186,480 ^{千円}	17,840,732 ^{千円}	1,881,400 ^{千円}	377,200 ^{千円}	1,560,573 ^{千円}	18,538,759 ^{千円}
(6)社会福祉	3,273,660	3,122,862	314,800	377,200	171,135	3,643,727
合 計	39,426,868	37,858,901	2,441,400	377,200	3,666,215	37,011,286

議案第38号

松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について

松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を次のように改める。

（9） 削除

第2条 松原市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

（11） マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項、第5条の6第1項又は第5条の7第1項の認定の申請に対する審査 別表第4に定める額

第2条第43号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第44号中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条第45号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条第46号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同条第47号中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第3条第4号中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条第5号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条第6号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同条第7号中「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第8を別表第9とし、別表第4から別表第7までを1表ずつ繰り下げ、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

区分		手数料の額	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項又は第5条の6第1項の認定の申請に対する審査	長期修繕計画の数が1のもの	4,000円	
	長期修繕計画の数が2以上のもの	4,000円に長期修繕計画の数から1を減じて得た数に1,800円を乗じた額を加算した額	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の認定の申請に対する審査	管理規約を変更するもの	管理規約の数が1のもの	4,300円
		管理規約の数が2以上のもの	4,300円に管理規約の数から1を減じて得た数に2,900円を乗じた額を加算した額
長期修繕計画を変	長期修繕計画の数が1	10,300円	

	更するもの	のもの	
		長期修繕計画の数が2以上のもの	10,300円に長期修繕計画の数から1を減じて得た数に5,300円を乗じた額を加算した額
マンションの管理に関する計画の認定を受けていることについての証明書の発行			400円

備考

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の認定の申請において、管理規約及び長期修繕計画を同時に変更するときは、区分に応じた額を合算する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

松原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

松原市火災予防条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市火災予防条例の一部を改正する条例

松原市火災予防条例（昭和48年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第18条第1項中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第35条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア中「(別表第3)」を「(別表第2)」に改め、同項第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第36条、第36条の2及び第49条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第51条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の松原市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第40号

財産取得について（（仮称）松原市立北認定こども園事業用地）

次の財産を取得する。

記

1 取得する財産 (仮称) 松原市立北認定こども園事業用地

所在地	地積
松原市別所3丁目64番1	925.45㎡
松原市別所3丁目66番1	596.19㎡
松原市別所3丁目66番2	618.70㎡
松原市別所3丁目69番1	427.07㎡
松原市別所3丁目70番1	650.80㎡
松原市別所3丁目71番	1,375.54㎡
松原市別所3丁目72番1	469.50㎡
合計	5,063.25㎡

2 取得価格 310,297,254円

3 取得の相手方 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所内
松原市土地開発公社

令和5年6月5日提出

松原市長 澤 井 宏 文

(参考) 別添位置図

